

7 稲水業第 171 号

令和 7 年 1 月 2 日

稻沢市水道料金等審議会

会長 後藤尚久様

稻沢市長 加藤錠司郎

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・
プラント施設使用料の適正化について（諮問）

このことについて、稻沢市水道料金等審議会条例第 3 条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 濟問事項

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・
プラント施設使用料の適正化について

2 濟問の趣旨

水道事業においては、人口減少による料金収入の減少及び物価高騰による経費の増大からの経営状況の悪化、また、下水道事業においては、将来的な使用料収入の減少及び物価高騰による経費の増大に加え、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業の公共下水道事業への編入による料金の統一など、問題が山積しています。

このような状況の中、市民の重要なライフラインである上下水道が将来にわたって持続可能かつ安全・安心であり続けるために、中長期的な視野で財源のあり方を調査・審議していく必要があります。

よって、稻沢市水道料金等審議会条例第 3 条の規定に基づき、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の適正化について、貴審議会のご意見を求めて、ここに諮問します。